

※必ず医療機関を受診の上、保護者が記入する

登所(園)届【A】		
施設長 様		
子どもの氏名 _____		
感染症名 「 _____ 」 (医療機関名) _____	において、集団生活に支障がない状態と 判断されましたので登所(園)します。	
診断を受けた受診日	:	年 月 日
登所(園)可能と判断された日	:	年 月 日
(登所(園)可能日	:	年 月 日)
年 月 日	保護者氏名 _____	

※保護者の皆さまへ

保育所(園)・幼稚(保)園・認定こども園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できることが大切です。

下記の感染症については、**必ずかかりつけ医を受診し、集団生活が可能状態だと判断を受けてから**、本登所(園)届を保護者が記入して提出をお願いします。

<出席停止を要する病気(学校保健安全法施行規則第19条)>

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過していること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘(水ぼうそう)	発しん出現1~2日前から痂皮(かさぶた)形成まで	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)	—	医師により感染のおそれがないと認められていること。(無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。)
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
新型(しんがた)コロナウイルス(かんせんしよ)感染症	発症後3日間は感染症のウイルス排出量が非常に多く、5日間経過後は大きく減少する。	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過していること

参考:厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」